昭和54年9月1日
第798号

広報 うえだ

発行　上田市
編集　秘書課
電話　上田㉒4100
印刷　中沢印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

神科には果樹園が多い。東太郎から太郎山の山すそにかけて、りんご畑や桃畑が続く。

太郎山の登り口山口もりんごの里。道ばたの畑には、青いりんごがまだ青い体を葉のかげに隠している。もう少したつと、甘いにおいが走り去る車の中まで漂うようになるだろう。

画家倉田白羊がりんご畑の中のアトリエで晩年を送った大久保と、山口の間を峠というほどではない低い丘がへだてている。丘にだかれるように小さな墓地。庚申塔や二十三夜塔がたち、古い墓石の間にはやさしい顔の馬頭観音。

墓地の前の小道は、半ば草におおわれ、曲がり曲がって大久保へ続いていた。

主な内容

県下で初の障害者福祉都市の指定受ける……2ページ
下水道使用対象地区の皆さん早めに水洗化を……3ページ
ゴミを出すときはルールを守って……4ページ
農地を借りたい・貸したい農家の皆さんのために農用地高度利用促進対策事業スタート……5ページ
老人福祉センターの休館日が10月1日から変わります……6ページ
婦人検診で子宮ガンを早く発見しよう……7ページ

市民の動き

（8月1日現在）

総人口	111,200人	（＋168）
男	54,242人	（＋87）
女	56,958人	（＋81）
世帯数	33,036世帯	（＋47）

（　）内は前月比です。

身障者の皆さんの住みよいまちづくりをめざして

障害者福祉都市指定うける

〈54年度から2か年計画〉

障害者福祉都市推進協議会の初会合

市は、六月五日、国から「障害者福祉都市」の指定を受け、今年から二か年計画で、六千万円以上の費用をかけ、身体障害者の皆さんの住みよいまちづくりをめざします。

今年は、盲人用信号機設置、点字図書整備など公共施設の設備改善事業、市民啓発事業を重点に行います。

県下で初の 障害者福祉都市

「障害者福祉都市」推進事業は、身体障害者の皆さんの生活環境の改善、福祉サービス、市民啓発などの事業を総合的に行って、身体障害者の皆さんの住みよいまちづくりを進めます。

同福祉都市は、今年、国が全国の人口およそ十万人以上の二十都市を指定し行っているもので、上田市は、県下ではじめて指定を受け、今年から二か年計画で「身体障害者の皆さんの住みよい環境」をつくるいろいろな事業を行います。

障害者福祉都市 推進協議会つくり 各種事業を円滑に推進

市は、八月二十二日、民生（児童）委員協議会、婦人団体、施工会議所、医師会など市内の関係機関十五団体の協力を得て「障害者福祉都市推進協議会」を組織し、家庭にとじこもりがちな身体障害者の皆さんが、社会活動に積極的に参加できるよう事業を進めるとともに、市民の皆さんに障害者福祉を正しく理解し、認識を深めていただき、市民みんなで積極的に障害者福祉の増進を図ります。

主な実施予定事業は、右表のように、市役所、老人福祉センター、公民館などの玄関ドアを自動化し、車イス利用の皆さんのために入口にスロープをつけるなど公共施設の設備改善事業、福祉のしおりの発行、市役所正面入口横に福祉都市指定の標示塔をたてるなどの市民啓発事業です。

協力により、みんなで住みよく明るい上田市を築きましょう。

障害者福祉都市実施予定事業

1.生活環境改善事業

(1) 公共施設設備の改善

① 玄関ドアの自動化
市役所・勤労青少年ホーム・老人福祉センター
市民体育館・公民館

② 入口のスロープ化
市役所・老人福祉センター・市民体育館・公民館

③ 身障者用トイレ
勤労青少年ホーム・老人福祉センター・市民体育館
公民館・図書館

(2) 道路交通安全施設の改善

① 盲人用信号機設置
市役所東側交差点・太陽神戸銀行前交差点
ユニー前交差点・けんしん前交差点

② 横断歩道整備
上田駅前・祝町交差点・上田公園前・社会福祉協議会前・けんしん前・大門町ささや前・大門町江の島屋前・下道交差点・一中東側

2.障害者福祉サービス事業

(1) 在宅福祉サービス
声の広報・福祉地図（車イスガイドブック）

(2) 障害者福祉施設の整備
点字図書整備

3.市民啓発事業

(1) 市民に対する啓発普及
福祉のしおり・広報（臨時増刊）
市民会議の開催・身体障害者優先ステッカー
障害者大行進（日曜広場）・福祉都市指定標示塔

(2) 福祉の心の育成
ボランティア団体助成

障害者福祉都市推進協議会委員名簿

（敬称略）

職名	氏名	団体名・職名
会長	村上 和夫	社協福祉協議会会長
副会長	近藤 豊伝	民生(児童)委員協議会会長
〃	橋詰 一男	自治会連合会会長
委員	山崎善四郎	福寿クラブ連合会会長
〃	八田たつよ	婦人団体連絡協議会会長
〃	笠原正太郎	身体障害者福祉協会会長
〃	河田 静枝	しいのみ会会長
〃	清水 たけ	手をつなぐ親の会会長
〃	北沢 宣子	赤十字奉仕団委員長
〃	君波 英治	ボランティア連絡協議会会長
〃	小山喜太郎	上田商工会議所会頭
〃	安藤 美久	上田交通安全協会会長
〃	久保田繁登	傷い軍人会会長
〃	柳沢 文秋	医師会会長
〃	滝沢 元	盲人福祉協会会長

事務局は福祉事務所福祉課に置きます。

下水道使用対象地区の皆さん 早めに水洗化を

〈第19回全国下水道促進デー〉 9月10日

下水道は、水路や河川などの汚れを防ぎ、地域の環境をきれいにして、私たちの衛生的で快適な文化生活を約束してくれる大切な施設です。

この下水道の整備促進と家庭の水洗化普及を図るため、九月十日「全国下水道促進デー」が行われます。

市街地中央地区の整備ほぼ完了

二百五十一ヘクタール使用可能

市は、四十二年、公共下水道事業に着手して以来、約四十億円を投じて、市街地の中央二百五十一ヘクタールに下水道管を埋設、一日一万二千トンの汚水処理施設一系列を完成しました。

昨年から、東部、西部、卸団地各地区の第二期下水道事業対象区域の整備がはじまり、第二期受益者負担金を九月から年四回、五年分割の方法で納入していただくことになりました。

水洗化普及率七五% 約一千三百戸が未水洗

市は、下水道使用対象地域の皆さんに一日も早く衛生的で快適な生活を営んでいただくため事業を進め、すでに約五千二百戸の皆さんが利用できるようになり、約三千九百戸（七五%）の皆さんが使用しています。まだ水洗化されていない皆さんが、約一千三百戸（二五%）あります。

水洗化されていない皆さんは、いろいろな事情があることと思われますが、清潔な環境づくりと下水道施設をみんなで有効に利用するうえから、一日も早く水洗化されるようお願いします。

水洗化普及専門相談員に気軽に相談しよう

市は、下水道を有効に利用していただくため、下水道課に「水洗化普及専門相談員」を置き、下水道使用可能地域で、いろいろな問題のため水洗化できないでいる皆さんのご相談に応じています。

借地、借家、経済的なことなど、どんな相談でもかまいませんので気軽にご相談ください。

相談先＝下水道課（☎㉒四一〇〇内線三五七）

雑排水は六か月以内 便所は三年以内に水洗化

下水道が使えるようになると、勝手やふろ場からでる雑排水は六か月以内、便所は三年以内に水洗化することが、下水道法と条例により定められています。

下水道の普及につれて、市内の河川がきれいになってきています。魚のすむ澄んだ川をとりもどし、清潔で美しいまちにするよう、皆さんご協力をお願いします。

水洗化資金 二十五万円融資

水洗化工事に必要な資金として各自治会の積立組合に加入している皆さんは、二十五万円まで融資が受けられます。

返済は、四十八か月の均等償還で、利率は、本人負担四・七五%（年利）と低利ですので、ご利用をお勧めします。申込みは、自治会の積立組合へお願いします。

水洗化工事は 指定工事店へ

水洗化工事は、市が指定した「指定工事店」でないとできません。

指定工事店へ依頼すると、設計、見積や市への諸手続きなどいっさい代行し、責任ある工事を行います。

工事が終ると、精算書とともに完成届が市に提出され、市が現場検査をして使用開始となります。

お問合せ＝下水道課（☎㉒四一〇〇内線三五七）

自治会別下水道普及状況

（54年7月31日現在）

自治会名	使用可能対象戸数	確認申請戸数	使用戸数	普及率
横町	212	152	141	71.7%
海野町	191	147	143	77.0
原町	165	129	124	78.2
○袋町	150	122	96	81.3
○馬場町	213	178	166	83.6
○田町	59	52	50	88.1
○丸堀町	201	166	162	82.6
○木町	186	160	158	86.0
○北大手町	108	97	95	89.8
南天神町	368	225	154	61.1
泉平	43	28	27	65.1
北天神町	274	201	186	73.4
○松尾町	110	88	87	80.0
○鷹匠町	133	112	109	84.2
本町	152	117	114	77.0
○末広町	101	100	100	99.0
○大手町	341	294	288	86.2
○下川原柳町	93	83	82	89.2
愛宕町	162	114	104	70.4
上鍛冶町	62	43	42	69.4
鍛冶町	262	203	193	77.5
○上房山町	106	89	87	84.0
下房山町	162	117	114	72.2
柳町	54	41	39	75.9
上紺屋町	132	84	84	72.0
上常田	237	107	102	45.1
中常田	288	195	172	67.7
下常田	138	101	94	73.2
北常田	282	190	186	67.4
材木町	141	83	82	58.9
○染屋	2	2	2	100.0
○下紺屋町	40	36	35	90.0
諏訪部	13	10	9	76.9
○卸団地	42	42	42	100.0
合計	5,223	3,905	3,674	平均74.8

○印は80%以上普及率

各種事業を円滑に推進

市は、八月二十三日、民生（児童）委員協議会、婦人団体、商工会の積立組合へお願いします。

協力により、みんなで住みよく明るい上田市を築きましょう。

第798号

障害者

事イス利用の皆さんのために入口にスロープをつけるなど公共施設の設備改善事業、福祉のしおりの発行、市役所正面入口横に福祉部市民啓発事業です。

市指定の標示塔をたてるなどの市民の皆さんのご理解と温かい

ごみを出すルールを守って きれいなまちづくりにご協力を

市は、家庭から出るゴミを少しでも早くきれいに処理するため、収集日と地域を定め、分別や出し方について、市民の皆さんにご協力をお願いしています。

決められた収集日の午前八時三十分(塩田、川西地区は午前八時)までに決められた場所に出してください。そのほかの日には絶対に出さないようにお願いします。

ゴミは燃えるゴミと危険物に分けて出してください

〈燃えるゴミ〉

①勝手くずや水分の多いものは、必ず水をよく切って、紙袋などに入れ、完全にこん包して出してください。

②古新聞、古雑誌などは、しっかりしばって出してください。

③ビン類、ビニール、プラスチック、金物など危険物は絶対に入れないでください。

〈危険物〉

危険物とは、カン類、陶器、ガラス、プラスチック、ビニール、ハッポウスチロールなどです。

①スプレー類は、必ず、穴をあけて出してください。

②大きさ、重さは一人で運べる程度の大きさ、重さにし、ダンボール箱などの丈夫なものに入れ、完全にこん包して出してください。

〈収集できないゴミ〉

①農業用ビニールやナイロン、農薬などのビン類。

②産業廃棄物、バイク、自動車、家庭電化製品、農機具など。これらは㈱和田で処理します。(☎㉓二二五一)

危険物収集日の第1週第2週のかぞえ方

カレンダーで月曜日から始まる週を第1週と呼びます。

9月例

日	月	火	水	木	金	土	
8月(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	9月1	→第1週とかぞえない。
2	3	4	5	6	7	8	←第1週
9	10	11	12	13	14	15	←第2週
16	17	18	19	20	21	22	←第3週
23	24	25	26	27	28	29	←第4週
30	10月(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	

※例　9月の大屋自治会の収集日(第1，3週木曜日)は9月6，20日になります。
9月の上・下塩尻自治会の収集日(第2，4週木曜日)は9月13，27日になります。

引越時の大量のゴミ ペットなどの死がいは 直接焼却場へ

引越時や食堂、料理店などで出た大量のゴミ、犬やねこなどペットの死がいは、直接、焼却場へお持ちください。ゴミは一キログラム当り二円で、ペットなどの死がいは一頭百円で処理します。

みんなの工夫で ゴミの減量と再利用を

最近、各地で資源の再利用運動が盛んに行われていますが、この運動は同時にゴミの減量化にもつながっています。

ゴミを減らし、ゴミを資源として再利用するのに家庭でできる具体例は、

①電気製品、空ビンは下取りに出す。

②酒、ビール、ジュースのビンは業者に返す。

③古新聞などは業者に出す。

などです。皆さんのちょっとした工夫一つで、ゴミの減量と再利用ができ、ばく大なゴミ処理経費の節減ができます。皆さんのご協力をお願いします。

下水道は時々掃除し 大切に使いましょう

下水道は、住み良い生活環境を守るために欠くことのできない施設です。この下水道も正しく使われないとその使命を完全にはたすことができなくなります。次のことを守って大切に使いましょう。

- 防臭ますは台所から出る油やゴミがたまるところです。掃除をしないと、管がつまってしまったり悪臭が発生します。このようなことになる前に時々掃除をしてください。
- ディスポーザー(台所のゴミをこまかくして流す機械)は下水管をつまらせたり、下水道の働きを低下させるので使用しないで下さい。
- マンホールやますにゴミ、砂などを捨てないでください。
- 油脂類が下水道に多量に流入すると、下水管の内面に付着して管をつまらせたり処理場の機能を低下させます。これらを多量に排出する料理店、飲食店、ホテルなどの調理場には油脂しゃ断装置を設置してください。
- **下水道の故障は、工事をした指定工事店に連絡してください。**

くらしを守るあなたの国民年金 ㉓

今月は7，8月分の保険料納入月

今月は、7，8月分の保険料を納めていただく月です。協力会などを通じて期限までに納めてください。

保険料を納め忘れますと、万一の事故のとき、障害年金や母子年金などが受けられないばかりか将来、老齢年金さえ受けられないおそれもありますので、ご注意ください。

53年度以前の未納保険料も受付けています。

お問合せ＝国保年金課(☎㉒4100内線284)

九月二十日㈭から同月二十三日㈰
＝農産物品評会(市総合展示館)。
婦人部バザー(総合展示館前広

農地を借りたい・貸したい農家の皆さん

農用地高度利用促進対策事業をご利用ください

農業規模を拡大したいなど、農業に意欲的に取り組もうとしている農家の皆さんに、農地を借りやすくし、農地を貸したいが農地法の耕作権など、手続きが複雑なため手をこまねいている農家の皆さんに、農地を貸しやすくすることを目的とした「農用地高度利用促進対策事業」が、今年度から五か年計画ではじまりました。

同事業は、市の農業委員会に「農地流動化推進委員会」を設け、各委員が、農業振興地域内にある農用地の遊休農地所有者や農業以外の収入を主として生計している第二種兼業農家を戸別訪問し、農地の貸し出しの促進をはかり、借り手農家へあっせんします。

貸し手農家へは、十アール当り三年から五年契約の場合は一万円、六年以上の契約の場合は二万円の流動化奨励金が交付されます。ただし、この事業により一度奨励金を受けた農家は、再び同奨励金の対象にはなりません。

農地流動化推進委員が、お宅を訪れた時は、ご協力をお願いします。

お問合せ＝農業委員会事務局（☎㉒四一〇〇内線三三七有線②〇七六一）または農林課（☎㉒四一〇〇内線三二三有線②〇七五一）

市制60周年記念行事

もう一度考えてみませんか
暮しをささえるエネルギー

省エネルギー展

〈9月14日㈮～17日㈪上田西武4階催事場〉

省エネルギーは、私たちの毎日の暮しにとって大切な問題です。資源とは何か、エネルギーとは何か、もう一度みんなで考えてみませんか。皆さん、大勢お出かけください。

とき＝九月十四日㈮～同月十七日㈪午前十時から午後六時三十分まで。

ところ＝上田西武四階催事場。

内容＝私たちのくらしをささえているエネルギーについて考える「テーマゾーン」。エネルギーを節約するにはどんな方法があるか考える「省エネルギーゾーン」。くらしをささえている石油について考える「資源エネルギーゾーン」。照明で動く自動車、乾電池一個の力、人工雷など遊びながら科学を学ぶ「子供の科学ゾーン」。長野県の電力、停電対策、電気の安全について紹介する「電力ゾーン」。

市民ゴルフ大会

〈とき〉
九月二十九日㈯シニアの部（五十歳以上）レディスの部。
九月三十日㈰一般の部。

〈ところ〉
菅平カントリークラブ。

〈参加資格〉
上田市民のアマチュア。

〈参加費〉
一人一千五百円。

〈参加人員〉
各日とも先着百八十名。

〈競技法〉
十八ホールストロークプレイ。

〈賞〉
各部とも市長杯その他各賞。

〈申込期間〉
九月十日㈪から同月二十日㈭まで。

〈申込先・お問合せ〉
教育委員会体育課内市民ゴルフ大会実行委員会事務局（☎㉒四一〇〇内線五五五）

農協を知る よい機会です 農協祭をご覧ください

九月九日㈰＝ママさんバレーボール大会決勝戦（市民体育館）。

九月二十日㈭から同月二十三日㈰＝農産物品評会（市総合展示館）。婦人部バザー（総合展示館前広場）。

九月二十三日㈰＝農協組合員の集い、書道、図画入賞式、のど自慢大会（市民会館）。野球大会決勝戦（上堀グラウンド）。相撲大会（相撲場）。子供の行事（ちびっこプール）。

（　）内は実施会場です。

集まろう

上田菓子まつり

とき＝九月八日㈯・九日㈰。

ところ＝ユニー五階。

内容＝菓子づくりの実演、展示、即売。ママさんデコレーションコンクール。福引抽選会。人気テレビキャラクターショーなどです。

日本水彩画会 長野県展

とき＝九月十日㈪から同月十六日㈰まで。

ところ＝市総合展示館。

記念詩吟大会

とき＝九月九日㈰午前九時から。

ところ＝市民会館。

お知らせ

海野町商店街恒例の「七夕まつり」が8月5日から7日まで開かれました。（写真）今、話題のスーパーマンや宇宙戦艦ヤマトも登場し、みんなの人気を集めました。

福祉

心身障害者作品展示会開催と作品募集

〈9月22日(土)から24日(月)まで開催〉

市は、国の「障害者福祉都市」の指定を受けたのを機会に、県と協力して市民の皆さんに、障害者福祉を理解していただくとともにみんなが協力して、みんなで住みよいまちづくりを進めるため「心身障害者作品展示会」を開きます。

障害者の皆さんご出品を希望する人は、次により申込んでください。

市民の皆さんも大勢ご来場ください。

とき＝九月二十二日(土)から同月二十四日(月)午前十時三十分から午後三時まで。

ところ＝海野町「伊藤ビル」一階。

展示内容＝心身障害児者の作品展示。ボランティア団体活動紹介。施設紹介。心身障害者雇用促進資料。心身障害者のための職業適正検査器の展示と実演など。

応募資格＝市内に住んでいる心身障害児者の福祉施設の皆さん。

応募締切り日＝九月十五日(土)

申込先・お問合せ＝福祉事務所福祉課（☎㉒四一〇〇内線三七一有線②〇七九一）または市社会福祉協議会（☎㉗二〇二五）

障害者大行進とボランティアのつどい

九月二十三日の日曜日「障害者福祉都市」の指定を受けたのを機会に、障害者の生活圏を広めることを目的に障害者大行進とボランティアのつどいを次により行います。

当日は、消防音楽隊を先頭に、午後一時三十分、上田駅前を出発、海野町日曜広場まで大行進し、その後、日曜広場でボランティアのつどいを開きます。

日曜広場での催し物＝車イス試乗会。車イス競争。手話コーナー。人形劇コーナー。マジックショウなどを行います。

お問合せ＝福祉事務所福祉課（☎㉒四一〇〇内線三七一有線②〇七九一）または市社会福祉協議会（☎㉗二〇二五）

老人福祉センターの休館日が日曜・祭日に変わります

〈10月1日から〉

老人福祉センターの休館日が、十月一日から次のように変わりますので、ご注意ください。

今まで、①毎週月曜日②国民の祝日の翌日③国民の祝日の翌日が月曜日にあたるときは、その翌日が休館日でしたが、十月一日から日曜、祝日が休館日となります。

労働

ご利用ください 中高年離職者の生活安定資金貸付制度

〈生活資金や医療費に〉

県では、離職中の中高年労働者の皆さんの再就職促進を図るため、生活資金の貸付を行い、生活の安定と求職活動に専念できるように、八月一日から「中高年離職者生活安定資金貸付制度」を行っています。ご利用ください。

〈貸付を受けられる人〉

①世帯の生計を維持している人。

②自分の責任によらないで、事業主と雇用関係がなくなった人。

③現に、求職活動を行っていて、引続き一年以上県内に住む予定の人。

④一般被保険者（雇用保険法）であった人で、離職後十五か月以内の人。

⑤年齢がおおむね四十五歳から六十歳までの人。

〈貸付金額〉

三十万円以内。利率は年二％（ほかに保証手数料〇・七二％）

〈返済期間〉

三か月すえおき、三十三か月以内の均等償還。

〈貸付手続き〉

本人の住民票、印鑑証明書各一通、雇用保険受給資格者証、本人と生計を共にしない県内に住んでいる人で保証能力がじゅうぶんある連帯保証人（一名以上）の所得証明書もしくは納税証明書、印鑑証明書各一通を持参してください。

〈申込先〉

長野県労働金庫上田支店地区互助会窓口。

〈お問合せ〉

公共職業安定所（☎㉒六三六三）労政事務所（☎㉓一六二九）労働金庫（☎㉒二二一八）市労政課（☎㉒四一〇〇内線三〇七）

催し物

一日生活教室「うまい話に御用心」

〈とき・ところ〉

九月二十日(木)午前十時三十分から十二時三十分まで。市中央公民館大ホール。

〈講演題目・講師〉

うまい話に御用心ー軽はずみな契約の危険ー

国民生活センター研究室長　大柿好春さん。

保健衛生

婦人検診で子宮ガン早期発見

〈9月ガン制圧月間〉

九月は「ガン制圧月間」です。ガンは、早く発見し治療することが大切です。

市は、下表の医療機関のご協力を得て婦人検診を実施していますので、大勢の皆さん受診してください。

〈対象者〉
市内に住んでいる、三十歳以上の婦人の皆さんで、子宮ガンの検査を希望する人。

〈受診方法〉
日曜、祭日を除く毎日、下表の医療機関で行っていますので、受診料一千円を払い受診してください。

〈検査方法〉
細胞診といって細胞を取って調べますので無痛です。

〈結果の通知〉
約一週間ぐらいで市から受診者にお知らせします。

〈お問合せ〉
保健予防課保健係（☎㉒四一〇〇内線二八九有線②〇七二一）

アメシロ多発 みんなで徹底防除しよう

婦人検診を実施する産婦人科名と診療時間

産婦人科名	所在地	受付時間 午前	受付時間 午後
市川産婦人科	中央4—2—3（丸堀）	9.00～12.00	
上田市産院	常磐城5—6—39（西脇）	8.30～11.00	
共立産婦人科	中央1—6—21（鷹匠町）	9.00～11.30	
国立東信病院	緑が丘1—27—21（新屋）	8.30～11.00	
高橋産婦人科	中央4—1—18（丸堀）	9.00～12.00	1.30～5.00
竹内産婦人科	中央3—15—10（馬場町）	9.00～12.00	
豊田産婦人科	中央西2—11—32（下紺屋町）	9.00～12.00	3.00～5.30
長岡産婦人科	中央3—7—32（馬場町）	9.00～11.30	
新美産婦人科	大屋 228（大屋）	9.00～12.00	
三浦産婦人科	中央3—16—10（田町）	9.00～12.00	
三好町産婦人科	御所 232（三好町）	9.00～12.00	2.00～6.00

○豊田産婦人科は毎週木曜日休診、土曜日の受付時間は午前9時から12時、午後3時から5時までです。
○国立東信病院は毎週水曜日休診、土曜日の受付時間は午前8時30分から午前10時30分までです。

結核予防の複十字シール募金運動にご協力ください

市民の皆さんに、毎年ご協力いただいている結核予防のための「複十字シール募金」を十月三十一日まで行います。

上田市の募金目標は、二万二千六百八十枚で、百十三万四千円です。

市民の皆さんには、各世帯でシール一組（四枚）五十円をお願いします。各自治会の役員さんや結核予防婦人会の皆さんが伺いましたらよろしくお願いします。

複十字シール募金は、世界的なもので、日本では大正十四年から始められました。

この募金運動は、結核予防事業を進める資金を生みだすとともに結核予防の関心の輪を広げる目的で行われます。

複十字シール募金の使いみちは、結核検診車、X線器機などの整備購入。結核予防施設の建設。結核予防活動の講習会や研修会、衛生教育。結核回復者の社会復帰の相談や患者の文化活動支援。患者の家族の援護。結核医学の研究などの資金になります。

マシールの使用方法
シールは、封筒の封印に使うのが一般的ですが、結核予防への関心を高めるために、年賀状や暑中見舞のハガキへはるのも良いでしょう。その場合は、切手とまちがえて表にはらないように注意してください。

現在は、BCGの普及、医学の進歩、検診率の向上により結核による死亡率は大変低くなりましたが、上田市には、まだ、三百七十七名もの登録患者がいます。

結核は伝染病ですので、結核対策の手を抜くと再び猛威をふるうと思われます。市民の皆さんも気をゆるめることなく必ず結核レントゲン検診を受けましょう。

税金

固定資産評価の家屋調査にご協力を

〈家屋を新築 増築した皆さん〉

今年、家屋を新築、増築しますと、来年度から固定資産税が課税されます。

課税にあたっては、各家屋ごとに国で示した評価基準に基づき評価額を決定し、税金が算出されます。

九月から、評価のため係員が各家庭を訪問し聞取りなどを調査しますので、ご協力をお願いします。

お問合せ＝資産税課（☎㉒四一〇〇内線二三六・二三七有線②〇六八一）

電話の公売

市税などの滞納処分による、上田電報電話局管内の電話の加入権の公売を次により行います。

とき・ところ＝九月二十七日㈬午前九時三十分（時間厳守）から、市役所二階第一会議室。

方法・台数＝競争入札。台数については、当日決定します。

電話債券＝公売による場合は、債券を買う必要はなく、落札後、数日で架設されます。

公売公告の場所＝市役所、豊殿・塩田・川西支所、上田税務署、上小地方事務局。

入札参加者＝印鑑をお持ちになり、本人がおいでください。代理人の場合には、必ず、本人自筆の委任状と代理人の印鑑をお持ちください。

その他＝公売当日までに、滞納者が市税などを完納した場合は、公売を中止しますのでご承知ください。

お問合せ＝収税課収税係（☎㉒四一〇〇内線二四三有線②〇六九一）

基本的理解のために

同和問題を考える

では、結婚で幸福になった例はないのでしょうか。

同じ職場で知り合い、交際しているうちに互に結婚を約束するまでになりました。しかし、男性が部落出身なるが故に女性側の両親たちは最初は、この結婚に反対をしましたが、この女性の強い決心に両親も同意してめでたく結婚しました。今は、周囲の人からも祝福されて、幸せな家庭生活をしているという明るい例もあります。これはほんとうに心あたたまる話しです。

このほか、別の角度からみた差別事例としては、住居の地番のことです。これは地番をつけた明治時代からあった明らかな差別だと思います。同和地区の人が住んでいる場所の地番は周囲が一連の続いた地番ですが、それを飛び越えてわざわざ桁（けた）の違う地番をつけたという部落差別の実態があったのです。この問題は数年前この地区の中学生が「おかしい」といい出してから起った問題なのです。親はこのことについて答えることができませんでしたが、これ以来、大人たちの間でも話題にのぼるようになったのです。「地番をみればひとめで地区を公表しているようなものだ。」と地区の人びとの間でいわれるようになったのです。このことについては、市も法務局と相談して早速この不自然な部落差別をなくしましたが、ちょっと私たちの気のつかない所に差別事象があった典型です。

次に、地域社会の中にあった差別問題を考えてみたいと思います。

それは、市内のある自治会で被差別部落がそっくりそのまま第六班になっていましたが、第六班をはさんで、被差別部落以外の第五班が東西に分かれていました。これでは意識的に部落をまとめた、としかいいようがないし、また六班といえば被差別部落の代名詞のようになっていました。

事実、ここはみなS姓なので「Sの班」などとも呼ばれていました。こんなことが地域社会において現にあるのです。これも長い間の習慣から発生していることでもありましょうが、明らかに部落差別の実態であるといわねばなりません。

つづく

おくやみ

（七月三十一日現在）

次の皆さんがなくなられました。つつしんでごめい福をお祈りいたします。

増沢ヤマさん　上手七七
田中やえさん　天神四丁目（北天神町）七八
春原金平さん　中央四丁目（上柏屋町）八三
丸山とりのさん　上田原五七
小川英雄さん　中央五丁目（上房山）四八
村山重徳さん　下之郷七八
滝沢伴一郎さん　西前山八二
吉池袈裟雄さん　浦野八四
青柳精一郎さん　中央五丁目（田町）七七
酒井とみさん　林之郷七〇
山辺甚三郎さん　国分七九
小谷沢隆一郎さん　八木沢五三
滝沢信さん　上手七六
中沢やいのさん　手塚八八
中村志ずさん　上田原七八
宮沢英一さん　中央北一丁目（新田）八五
山岸善恵さん　久保林七四
横沢重昼さん　新町七七
矢田貞子さん　中央東（上川原柳）四七
古畑たまさん　天神三丁目（泉平）七四
吉沢もとのさん　西前山八六
伊藤満治さん　中央一丁目（本町）七七
片岡みさほさん　小牧八八
関国雄さん　上青木四三
宮下あいさん　新田六二
竹内いくさん　八木沢八四
本久枝さん　千曲町四六
中村のり子さん　上塩尻四〇
大野田隆吾さん　中央四丁目（上紺屋町）八三
沓掛たついさん　川辺町七二
依田利伊さん　下之郷八二
常田かねきさん　宮島八〇
青木清松さん　長島七七
中村長寿さん　秋和六三
山岸秀一さん　中央東（上川原柳）七五
小坂井富次郎さん　中之条七〇
友田新二さん　常田二丁目（上常田）七二
樋口袈裟代さん　金井八八
上原袈裟義さん　野竹七三
滝沢信さん　院内八〇
北沢きちのさん　上室賀九〇
藤岡忠利さん　緑が丘三丁目（城北）五九
細谷昭二さん　桜台五一
伊藤静さん　奈良尾六七
中村富士雄さん　中央四丁目（木町）七四
古平お里んさん　下室賀七九
岡崎寛雄さん　倉升七〇
小井戸とめるさん　伊勢山七八
小林直栄さん　岩下五〇
南雲長三郎さん　浦野五〇

おわび

「広報うえだ」七月一日発行の第七九四号、「おくやみ」欄で、小池芳子さん　中央五丁目（下房山）　四四　が掲載できませんでしたので、おわびして本号に掲載いたします。